

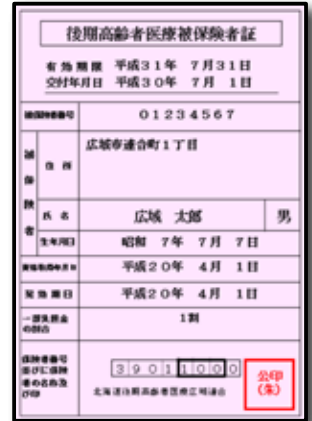
◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は、使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送いたしますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは役場で再交付しますので、町民課町民係までお申し出ください。

新しい保険証は桃色です



◆減額認定証も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は、保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を交付いたしますので、8月1日からは、水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民課町民係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	○ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○ 老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は水色です

問 町民課 町民係 ☎ 83-1406



蜂の巣の駆除

町では、スズメバチによる人身事故を防ぐため、蜂の巣の駆除を業者に委託しておりますので、ご希望のある方は町民課にご連絡ください。

また、蜂の巣1個につき下記の手数料を業者にお支払いください。なお、生活保護の方につきましては、手数料はかかりません。

・蜂の巣駆除手数料 2,500円(1件あたり)

※駆除の対象は、一般家庭の住居や庭にある巣の駆除で、事業所などにある巣や飛んでいる蜂の駆除は対象外です。

問 町民課 町民係 ☎ 83-1406



ふんの処理は飼い主の義務

無責任な飼い主により、歩道、公園、グラウンドなどが犬や猫のふんで汚れて、迷惑している人が大勢います。

ふんの処理をしないで放置した場合は、軽犯罪法の違反や廃棄物処理法違反となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

犬のふんは、必ず持ち帰りましょう。

問 町民課 町民係 ☎ 83-1406